Ⅰ第十１２②中「連携」を「連携の強化」に改め、同③中「得ながら」の下に「、関係行政部局と連携しつつ」を加える。

Ⅰ第十１３の次に次のように加える。

４　愛玩飼養の取扱い

自らの慰楽のために飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととする。このため、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後、廃止を検討する。

Ⅱ第１中「平成19年４月１日から平成24年３月31日」を「平成24年４月１日から平成29年３月31日」に、「平成19年４月１日から平成20年３月31日」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により鳥獣保護事業計画を作成することが困難な場合には、平成24年４月１日から平成25年３月31日」に、「翌日から平成24年３月31日」を「翌日から平成29年３月31日」に改める。

Ⅱ第１１２中「十分留意するものとする。」の下に「特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。」を加える。

Ⅱ第１１４中「特別保護指定区域」を「法第29条第７項第４号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）」に改める。

Ⅱ第１１５中「法第29条第７項第４号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）」を「特別保護指定区域」に改める。

Ⅱ第１１６中「指定期間満了後は」の下に「、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り」を加え、「地区を新たな休猟区に指定するよう努める」を「地区での新たな休猟区の指定を検討する」に、「休猟区においても」を「指定の延期又は」に改める。

Ⅱ第１１１㈠中「必要のあるものについては」の下に「、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って」を加える。

Ⅱ第１１２㈠①㋑中「必要と認められる箇所」の下に「であり、鳥獣被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められる場合」を加え、「放鳥する」を「放鳥できる」に改め、同㋒ア中「キジ等とする。」を「キジ等とし、外来鳥獣等を除く。」に、「、それぞれの鳥類のおおむね５年後に目標とする生息数を設定し、この目標に達するため必要な羽数とする。」を「設定する。」に改め、同㋒中「以下の点について十分検討した上で再導入を行うものとする。」を「「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて人工増殖に努めるものとする。」に改め、①から⑥まで、及び「また、必要に応じその採餌、営巣等のための環境を整備改善するよう努めるものとする。」を削り、同㋓中「外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣」を「外来鳥獣等」に、「こと」を「こと等」に改める。

Ⅱ第四柱書き中「事項」を「事項等」に改め、同５④の見出し中「愛がん」を「愛玩」に改め、見出しの次に次の段落を加える。

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、都道府県知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。また、この場合においても原則として次の基準によるものとする。なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で検討することとし、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

Ⅱ第四５④①中「愛がん」を「愛玩」に改め、同②中「１世帯１羽まで」を「許可対象者当たり１羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり１羽」に改め、同⑧中「取り扱うものとする。」の下に「特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。」を加え、同５を同６とし、同６の次に次のように加える。

７　鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

⑴　登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

⑵　平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

⑶　装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

⑷　愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより１人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

８　販売禁止鳥獣等の販売許可

⑴　許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

①　販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

②　捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

⑵　許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

Ⅱ第四４③①中「期間とすること。」の下に「なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。」を加え、同⑤中「負傷させたまま」を「負傷させた状態で」に、「中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。」を「大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。」に改め、同４を同５とする。

Ⅱ第四３㈠中「図るために行うものとする。」の下に「ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。」を加え、「関係諸機関」を「関係部局等」に改め、「実施の期間や」を削り、「整備等」を「整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等」に改め、同㋑①㋐中「行うものとする。」の下に「ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。」を加え、「、カワウ」及び「、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ」を削り、「マングース及びノヤギ」を「特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）」に改め、同㋒中「許可するものとする。」の下に「ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。」を加え、同㋑㋐中「依頼された者」を「依頼された個人又は法人（法第９条第８項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）」に改め、「（装薬銃）」を削り、「免許を所持する者とするものとする。」の下に「ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第９条第３項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。」を加え、次に次のように加える。

ア　住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

イ　農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合